

平成29年度から令和3年度までの
各決算に基づく健全化判断比率再審
査意見書

令和4年度決算に基づく健全化判断
比率及び資金不足比率審査意見書

三原市監査委員

三監第106号
令和5年9月1日

三原市長 岡田吉弘様

三原市監査委員 出雲 智
三原市監査委員 片島 尚子
三原市監査委員 中重 伸夫

平成29年度から令和3年度までの各決算に基づく
健全化判断比率の再審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、審査に付された平成29年度から令和3年度までの各決算に基づく健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類の再審査を終了したので、次のとおり意見書を提出します。

平成29年度から令和3年度までの各決算に基づく 健全化判断比率再審査意見書

1 審査の概要

審査は、三原市監査委員監査基準に基づき、市長から送付された平成29年度から令和3年度までの各決算のうち再審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを確認し、それらの計数を関係諸帳票の提出を求めて照合審査するとともに、必要に応じて関係職員の説明を聴取する方法等により実施した。

2 審査の期間

令和5年8月29日から同年9月1日まで

3 審査の結果

(1) 総合意見

令和5年8月29日付けで再審査に付された平成29年度から令和3年度までの各決算にかかる健全化判断比率のうち実質公債費比率、将来負担比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令に適合し適正に作成されており、かつ、その計数は関係諸帳票と符合して正確であるものと認めた。

この度の修正に係る健全化判断比率の各指標は、平成19年6月22日に公布された地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定められた地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断する財政指標であり、正確に算定されるものでなければならないものである。

今後、関係部署においては、再発防止の徹底を図られることを望むものである。

(単位：%)

区 分	実質赤字 比 率	連結実質赤字 比 率	実質公債費 比 率	将来負担 比 率
平成 29 年度決算 健全化判断比率	—	—	7.0 [7.0]	<u>35.5</u> [35.3]
平成 30 年度決算 健全化判断比率	—	—	6.7 [6.7]	<u>37.2</u> [36.5]
平成 31 年度決算 健全化判断比率	—	—	<u>6.4</u> [6.3]	<u>43.0</u> [41.9]
令和 2 年度決算 健全化判断比率	—	—	<u>6.9</u> [6.7]	<u>42.1</u> [40.6]
令和 3 年度決算 健全化判断比率	—	—	<u>7.9</u> [7.7]	<u>35.5</u> [34.0]
早期健全化基準	11.91	16.91	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	—

(注 1) 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「—」を記載している。

(注 2) []は、修正前の数値。

(注 3) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の早期健全化基準は、令和 3 年度決算における基準

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

平成 29 年度から令和 3 年度までの各決算において、市税、地方交付税等の一般財源をその支出の主な財源としている各年度における一般会計等の実質収支は黒字となっているため、実質赤字比率は生じていない。

② 連結実質赤字比率について

平成 29 年度から令和 3 年度までの各決算において、市の全ての会計で各年度における実質収支に赤字は生じておらず、連結実質収支は黒字のため、連結実質赤字比率は生じていない。

③ 実質公債費比率について

平成29年度から令和3年度までの各決算において、実質公債費比率（3カ年平均）は、各年度における早期健全化基準の25.0%を下回っている。

④ 将来負担比率について

平成29年度から令和3年度までの各決算において、将来負担比率は各年度で早期健全化基準の350.0%を下回っている。

(3) その他

特に指摘すべき事項はない。

三監第107号

令和5年9月1日

三原市長 岡田吉弘様

三原市監査委員 出雲 智

三原市監査委員 片島 尚子

三原市監査委員 中重 伸夫

令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び
資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を終了したので、次のとおり意見書を提出します。

令和4年度決算に基づく健全化判断比率審査意見書

1 審査の概要

審査は、三原市監査委員監査基準に基づき、市長から送付された令和4年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを確認し、それらの計数を関係諸帳票の提出を求めて照合審査するとともに、必要に応じて関係職員の説明を聴取する方法等により実施した。

2 審査の期間

令和5年8月29日から同年9月1日まで

3 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令に適合し適正に作成されており、かつ、その計数は関係諸帳票と符合して正確であるものと認めた。

(単位：%)

区 分	算定比率	早期健全化基準
①実質赤字比率	—	11.94
②連結実質赤字比率	—	16.94
③実質公債費比率	9.4	25.0
④将来負担比率	26.0	350.0

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

令和4年度決算において、市税、地方交付税等の一般財源をその支出の主な財源としている一般会計等の実質収支は黒字となっているため、実質赤字比率は生じていない。

② 連結実質赤字比率について

令和4年度決算において、市の全ての会計で実質収支に赤字は生じておらず、連結実質収支は黒字のため、連結実質赤字比率は生じていない。

③ 実質公債費比率について

令和4年度決算において、実質公債費比率(3カ年平均)は9.4%で、早期健全化基準の25.0%を下回っているが、前年度から1.5ポイント増加している。

これは、臨時財政対策債発行可能額の減により標準財政規模が減少(令和3年度比554百万円減)したことにより、実質公債費比率(単年度)が0.32408ポイント増加したことが要因である。

④ 将来負担比率について

令和4年度決算において、将来負担比率は26.0%で、早期健全化基準の350.0%を下回っており、前年度から9.5ポイント減少している。

これは、一般会計等において償還額より借入額が少なかったことにより、将来負担額のうち一般会計等に係る地方債の現在高が4,101百万円減少したことが要因である。

- (3) その他
特に指摘すべき事項はない。

令和4年度決算に基づく資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

審査は、三原市監査委員監査基準に基づき、市長から送付された令和4年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを確認し、それらの計数を関係諸帳票の提出を求めて照合審査するとともに、必要に応じて関係職員の説明を聴取する方法等により実施した。

2 審査の期間

令和5年8月29日から同年9月1日まで

3 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令に適合し適正に作成されており、かつ、その計数は関係諸帳票と符合して正確であるものと認めた。

(単位：%)

会計名	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
下水道事業会計	—	
土地区画整理事業特別会計	—	

(2) 個別意見

資金不足比率について

全ての会計において、資金不足は生じていない。

(3) その他

特に指摘すべき事項はない。